



INDEX

○ お知らせ

- ・「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」の一部改正について
- ・令和2年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・令和元年度介護職員処遇改善加算(現行加算・特定加算)の「実績報告」をご提出ください。
- ・【締切迫る!】「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和2年度第1期)の宣言事業所を募集しています!
- ・「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」の発行について
- ・区市町村、介護施設等職員向け福祉用具講習会のお知らせ
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」受付中!
- ・【対象拡大・補助上限額増】ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業補助金のご案内
- ・令和2年度 外国人介護従事者受入れに係る補助事業のご案内
- ・次世代介護機器の活用支援事業<<導入経費補助>>事業計画書受付を開始します!
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中!
- ・次世代介護機器の活用支援事業「令和2年度 公開見学会～現場職員の声を聞いてみよう!～」を開催します!【申込み締切 8月21日(金) 参加費:無料】
- ・令和2年度施設職員向け福祉用具講習会(出張型講習会)のご案内

令和2年 8月1日発行 第193号

お知らせ

○ 「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」の一部改正について

福祉用具については、平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限(以下「上限価格等」という。)を設けており、設定された上限価格等については、施行後の実態も踏まえつつ、おおむね1年に1度の頻度で見直しを行うこととしておりましたが、第177回社会保障審議会介護給付費分科会において、他サービスと同様、3年に1度の頻度で見直しを行うことといたしました。

そのため、令和3年4月貸与分から適用する価格を見直した上で、その後、3年に1度の頻度で見直すことといたします。

また、新商品については、これまでどおり3ヶ月に1度の頻度で上限価格等を設けることとしますが、令和2年7月以降貸与分、10月以降貸与分及び令和3年1月以降貸与分として上限価格等を設ける商品については、次回の見直しは、令和6年4月貸与分から適用する価格において行うこととします。

福祉用具貸与事業所の皆様におかれましては、以下のHPから必ず詳細を御確認下さいますようお願い致します。

【重要】「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」の一部改正について

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/10_taiyo.html

○令和2年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和2年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<令和2年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	9月30日(水)必着 ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	<u>新たに看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接ご確認ください
その他の取組	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護師オンデマンド研修事業 ※(一社)東京都訪問看護ステーション協会に委託して実施しています。	★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html ★勉強会、相談受付の詳細は、決まり次第ホームページでご案内します！ ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。
	訪問看護等事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします



訪問看護フェスティバルの開催

令和3年1月23日 東京都庁(予定)
詳細は別途ご案内いたします

※各補助金事業は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問合せ先】

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○令和元年度介護職員処遇改善加算(現行加算・特定加算)の「実績報告」をご提出ください。

令和元年度(平成31年度)に加算の算定をした全ての法人(事業者)について、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は令和2年8月31日(月曜日)です。

実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【介護職員処遇改善加算について】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>

【処遇改善加算お問合せ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当

TEL03-5320-4305(直通)

TEL03-5320-4343(直通)

※受付時間: 平日9時00分~17時30分(12時00分~13時00分を除く)

○【締切迫る!】「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和2年度第1期)の宣言事業所を募集しています!

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(令和2年度第1期募集)!

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。事業者の皆様は、この機会にぜひご申請ください。

※スタートアップセミナー未受講の事業者の方は、2でご紹介するスタートアップセミナー動画を視聴の上、申請をお願いいたします。

【申請期間】 **令和2年6月1日(月)から8月31日(月)まで** **必着**

【提出先】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 宣言情報公表担当あて
〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19階

【申請方法】 東京都福祉保健財団ホームページをご参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

※東京都福祉保健財団ホームページはこちら> <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei.html>

2 スタートアップセミナーを動画でご視聴いただけるようになりました!

令和2年度第1期スタートアップセミナー動画を、以下のページで公開しています。動画では、職場宣言の概要や取組のポイント、申請手続きやふくむすびの操作方法等をご説明しています。

お手元のパソコンやスマートフォンなどで、お気軽にスタートアップセミナーを受講していただくことができます。職場宣言の申請をお考えで、スタートアップセミナー未受講の事業者の方、スタートアップセミナーは受講済みだけれど申請手続きなどを再確認したいという事業者の方は、ぜひご視聴ください!

※スタートアップセミナー動画は、こちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.jp/www/contents/1574902847799/index.html>

※申請に関するご相談受付等はこちら>

<http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/startup.html>



3 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1) 仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

※ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)はこちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.jp/www/contents/1001000000001/index.html>

(2) 宣言していただくこと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけるようになります。また、「福祉のしごと就職フォーラム」に優先的に参加できます。さらに、働きやすい職場づくりに取り組むことで現任職員のモチベーションも向上し、人材の確保・定着につながります。



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

4 その他

詳細は、下記のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html>

○「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」の発行について

東京都では介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等における若年性認知症の人の受入促進を図ることを目的として、「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」を作成しました。

65歳未満で発症する「若年性認知症」の人は、働き盛りの時期と重なるため、社会からの孤立や経済的問題など、現役世代特有の生活課題があります。

ガイドブックでは、「本人の居場所づくり」に主眼を置き、実際にサービスを提供し、プログラムづくりを検討されている介護保険サービスや障害福祉サービスの事業者の皆様に活用していただけるよう、若年性認知症の原因疾患と支援の考え方、通いの場をつくるための実践的ポイントを解説するとともに、実践事例や参考情報を掲載しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】東京都の認知症ポータルサイト [とうきょう認知症ナビ](#)

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/manual_text/jakunen_guidebook/index.html

【お問合せ先】在宅支援課認知症支援担当 TEL03-5320-4276

○ 区市町村、介護施設等職員向け福祉用具講習会のお知らせ

お知らせ

都内区市町村、地域包括支援センター、介護施設等において、福祉用具の相談や適合等のサービス事務に従事する職員を対象に、実践に即した幅広い知識・技術を学べる講習会を実施します。

受講を希望される方は公益財団法人東京都福祉保健財団までお申込みください。

1 テーマ別講習

【第1回】

内容:褥瘡の予防と対策①

講師:高齢者生活福祉研究所 加島 守 氏

講習日時:令和2年9月10日(木)9:30~16:30 申込期限:令和2年8月27日(木)

【第2回】

内容:褥瘡の予防と対策②

講師:高齢者生活福祉研究所 加島 守 氏

講習日時:令和2年9月11日(金)9:30~16:30 申込期限:令和2年8月27日(木)

【第3回】

内容:高齢者の車いす

講師:福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時:令和2年9月30日(水)9:30~16:30 申込期限:令和2年9月16日(水)

【第4回】

内容:移乗1 トランスファボードとスライディングシート

講師:福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時:令和2年10月6日(火)9:30~16:30 申込期限:令和2年9月23日(水)

【第5回】

内容:歩行補助具の選び方と使い方

講師:望月彬也リハデザイン 望月 彬也 氏

講習日時:令和2年10月19日(月)9:30~16:30 申込期限:令和2年10月5日(月)

【第6回】

内容:移乗2 リフト

講師:福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時:令和2年11月4日(水)9:30~16:30 申込期限:令和2年10月21日(水)

【第7回】

内容:住宅改修と改修計画

講師:とちぎノーマライゼーション研究会 伊藤 勝規 氏

講習日時:令和2年12月4日(金)9:30~16:30 申込期限:令和2年11月20日(金)

【第8回】

内容:排泄の仕組みと福祉用具①

講師:日本コンチネンス協会 牧野 美奈子 氏

講習日時:令和3年1月21日(木)9:30~16:30 申込期限:令和3年1月7日(木)

【第9回】

内容:ヒヤリハット情報に学ぶ福祉用具の安全な利用

講師:とちぎノーマライゼーション研究会 伊藤 勝規 氏

講習日時:令和3年1月25日(月)9:30~16:30 申込期限:令和3年1月11日(月)

【第10回】

内容:排泄の仕組みと福祉用具②

講師:日本コンチネンス協会 牧野 美奈子 氏

講習日時:令和3年2月5日(金)9:30~16:30 申込期限:令和3年1月22日(金)

* 各回 定員20名(予定) 各回1名につき受講料1,000円

2 特別講習

【第1回】

内容:福祉用具と住宅改修～介護保険制度の考え方～

講師:創価大学 名誉教授 和田 光一 氏

講習日時:令和3年2月9日(火)9:30～16:30 申込期限:令和3年1月26日(火)

* 各回 定員20名(予定) 各回1名につき受講料1,000円

3 演習型

【第1回】

内容:高齢者のための環境整備

講師:望月彬也リハデザイン 望月 彬也 氏

講習日時:令和2年9月15日(火)10:00～16:30 申込期限:令和2年9月4日(金)

【第2回】

内容:福祉用具利用のためのアセスメントとプランニング

講師:福祉技術研究所 市川 洵 氏

講習日時:令和2年10月15日(木)10:00～16:30 申込期限:令和2年10月5日(月)

【第3回】

内容:要介護高齢者の住宅改修

講師:高齢者生活福祉研究所 加島 守 氏

講習日時:令和2年11月13日(金)10:00～16:30 申込期限:令和2年11月2日(月)

* 各回 定員20名(予定) 各回1名につき受講料1,000円

【お問い合わせ】

申込書及び詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_kushi.html

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部福祉情報室地域支援担当

電話03-3344-8514 FAX03-3344-8594

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」受付中！

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2020年4月1日から2021年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0543(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

○ ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業補助金のご案内

東京都では、介護事業所におけるICT化を推進し、介護職員の負担軽減を図り、離職率低下や職場環境の改善等、介護人材の定着に資することを目的として、ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業補助金を実施しております。

令和2年度より、事業内容を大幅に拡充して実施します！

【拡充内容】

✓ 訪問介護以外の介護保険サービスの事業所でも申請可能に！ ただし、次の①～③の対象外サービスは除く。

対象外	①定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設	②介護老人保健施設	③(介護予防)認知症対応型共同生活介護
-----	-----------------------------------	-----------	---------------------

✓ 補助対象経費の範囲が拡大 (Wi-Fiルーターの購入費など)

✓ 補助上限額が増額 (1事業所当たり最大260万円)

★ 下記にて、事業の内容をご案内いたします。

詳細は、HPに掲載されている交付要綱やQ&A等をご確認ください。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html>)

【補助対象経費の内容・補助上限額】

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助上限額										
介護業務支援システム 導入等経費	①ソフトウェアやクラウドサービス (購入費、リース料、保守・サポート費、導入設定費 等)	最大260万円 補助基準額×補助率3/4 ※事業所の職員数に応じて異なる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員数(人)</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td>100万円(133万4,000円×3/4)</td> </tr> <tr> <td>11～20</td> <td>160万円(213万4,000円×3/4)</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>200万円(266万7,000円×3/4)</td> </tr> <tr> <td>31～</td> <td>260万円(346万7,000円×3/4)</td> </tr> </tbody> </table>	職員数(人)	上限額	1～10	100万円(133万4,000円×3/4)	11～20	160万円(213万4,000円×3/4)	21～30	200万円(266万7,000円×3/4)	31～	260万円(346万7,000円×3/4)
	職員数(人)		上限額									
	1～10		100万円(133万4,000円×3/4)									
	11～20		160万円(213万4,000円×3/4)									
	21～30		200万円(266万7,000円×3/4)									
31～	260万円(346万7,000円×3/4)											
②タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア (購入費、保守・サポート費、導入設定費 等)												
③Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 (購入費、設置費) ※Wi-Fi環境整備に必要なもの												
④他事業者からの照会等に応じた経費 (説明資料印刷代 等) ※ICT導入に関する照会等												
⑤システムの選定に関するコンサルティング経費												
⑥システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費	13万円 補助基準額26万円×補助率1/2 ※事業所の職員数に関係なく上記金額です。											
コンサルティング経費 ※コンサルティング経費 のみの申請は不可												

【主な対象要件】

※詳細は、要綱等を必ずご確認ください。

(1) 介護業務支援システムは、**記録業務、情報共有業務**(事業所内外の情報連携含む。)、**請求業務**を一通り行う(一気通貫となる)ことが可能となるものであること。

※ 複数のシステムを連携させることや、既に導入済みであるシステムに新たに業務機能を追加すること等により、一気通貫となる場合も対象

(2) 「**居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様**」に準じたものであること。

※ 令和2年度中に対応することで差し支えありません。

(3) ケアの内容等に関する厚生労働省の新たなデータベース「**CHASE**」(令和2年度より運用)による**情報収集に協力**すること。

【補助手続きの流れ】 ※時期については、今後変更になる可能性があります。

時期	内容
令和2年9月下旬まで	交付申請書の提出
12月	交付決定
補助事業完了後10日以内 (遅くとも令和3年4月10日まで)	実績報告書の提出
令和3年5月末	補助金の支払

【事業に関する問い合わせ】

HPIに掲載している問い合わせフォームをご利用ください。

- ◆ 質問は、補助対象となる介護事業所の運営事業者のみ受け付けます。
受付順に電話で回答します。内容によってはお答えできない場合もあります。
- ◆ コンサルタントやICTベンダーの方からの質問は受け付けられません。

○令和2年度 外国人介護従事者受入れに係る補助事業のご案内

お知らせ

東京都では、介護サービスを提供する都内の事業所等(以下、「事業所」)が、外国人を円滑に受け入れられるように支援することを目的として、「外国人介護従事者受入れ環境整備事業」を実施しております。

本事業の中で、留学生を受け入れる事業所向けの補助事業として「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」、技能実習生を受け入れる事業所向けの補助事業として「外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業」を実施しております。

この2つの補助事業について、令和2年度の事業概要及び現時点のスケジュールをご案内させていただきます。

介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金

都内の事業所が、留学生を雇用し学費等を給付する場合に、経費の一部を補助します

●補助対象事業所

都内に所在する介護サービスを提供する事業所等

※訪問サービスは除きます。

※国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除きます。

※介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除きます。

●補助対象経費・補助基準額・補助率

(1)学 費 5万円(月額)

(2)入学準備金 20万円(1回限り)

(3)就職準備金 20万円(1回限り)

補助率1/3

(4)国家試験受験対策費用 4万円(1回限り)

(5)居 住 費 3万円(月額)

※上記(2)は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象

※上記(3)及び(4)は、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

●令和2年度からの変更について

【補助対象の拡大】

(令和元年度)介護福祉士養成施設に通う留学生が補助対象

↓

(令和2年度)令和元年度の補助対象に加えて、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に通う留学生も新たに対象に追加

【補助要件の緩和】

(令和元年度)留学生を遅くとも令和元年12月1日から雇用し、令和2年3月31日まで継続して雇用することが要件

↓

(令和2年度)留学生を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、1か月以上雇用した場合に対象(例えば、年度途中の5月の1か月間のみ雇用した場合も、対象となります。)

(令和元年度)対象となる留学生は、事業所において年間平均週20時間以上勤務することが要件

⇒(令和2年度)上記の要件は設定しない

●今後について

令和2年12月中旬より、交付申請書の受付を開始する予定です。

※予定は、今後変更になる場合がありますので、ご了承ください。

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業
外国人技能実習制度に基づく実習実施者が負担する技能実習に要する経費の一部を補助します

●**補助対象者**

都内の高齢者福祉施設で介護職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者

※技能実習生は入国1年目（技能実習1号）の者が対象

●**補助対象経費**

令和2年度において、技能実習生が受入施設で就労した期間のうち、就労開始日から技能実習評価試験(初級)の前日までの期間における以下の経費

対象経費	技能実習生の日本語能力	
	N4相当	N3相当以上
1 日本語学習にかかる経費(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等) ※日本語能力試験N3相当の検定に必要な範囲	対象	対象外
2 介護分野の専門知識の学習にかかる経費(介護職員初任者研修受講料等) ※技能実習法に基づく第2号技能実習の技能検定に必要な範囲	対象	対象

●**補助基準額・補助率**

技能実習生1人当たり、67万円に事業月数を乗じた額を12月で除した額

補助率1/2

●**今後について**

令和2年12月上旬より、交付申請書の受付を開始する予定です。

※予定は、今後変更になる場合がありますので、ご了承ください。

問合せ先等

●**問合せ先**

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL: 03-3344-8627 (月曜日～金曜日 8:45～17:30)

HP: <http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/index.html>

●**その他**

・事業の詳細(補助要件等)は、上記東京都福祉保健財団ホームページに掲載している補助金申請に係る手引きや要綱等をご確認ください。

○次世代介護機器の活用支援事業<<導入経費補助>>事業計画書の受付を開始します！

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器(以下、「機器」といいます。)の導入に必要な経費の一部を補助します。

本補助金について、事業計画書の受付を開始いたしますので、ご案内いたします。

※「次世代介護機器」とは…ロボット技術の応用により、利用者の自立支援や介護者の負担軽減の効果を有する機器を指します。

令和2年度は、事業内容を拡充して実施します！

【事業概要】

下記の(1)と(2)それぞれで、補助の対象となる施設等が異なりますので、ご注意ください。

なお、下記以外にも要件がございますので、詳細は、HPをご確認ください。

	(1)次世代介護機器導入支援事業	(2)次世代介護機器導入推進事業
対象機器	①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援	
補助率	対象機器 ① 及び ⑤：補助率 3/4 (対象機器 ②・③・④・⑥：補助率 1/2)	対象機器 ① 及び ⑤：補助率 7/8 (対象機器 ②・③・④・⑥：補助率 3/4)
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス ・居宅介護支援 ・介護保険施設 ・介護予防支援 ・地域密着型サービス ・介護予防サービス ・地域密着型介護予防サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護
補助基準額	対象機器 ① 及び ⑤：1台当たり 133万4千円 (対象機器 ②・③・④・⑥：1台当たり 60万円)	
主な条件	なし	公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する、 ・「アドバンスセミナー」への原則参加 ・「公開見学会」等への協力
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の購入に係る費用 ・機器のレンタルに係る費用 (令和3年3月31日までの費用に限ります。) ・その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの 	
補助対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の使用に際し必要となるインターネット回線使用料等の通信費 ・インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 ・保険料 ・配送料 ・機器の設置にかかる建物の改修費 ・初期設定費 ・その他事業の目的に照らし適当と認められないもの 	

【事業計画書の提出期限】

令和2年9月中旬(予定)

【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】

東京都高齢社会対策部介護保険課介護人材担当のホームページに掲載しています。

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jisedaikaigo/index.html>)

【提出先・事業に関する問い合わせ先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎26階北

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当

(問合せ先)上記ホームページ内の問合せフォームよりお願いいたします。

○東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

※令和2年度より、制度改正により、事業を拡充しました。

- ・事業所の利用定員数に応じて、最大20戸まで申請できるようになりました！
- ・提出書類の簡素化を図り、より申請しやすい制度にしました！

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となります。本事業の活用を検討されている法人につきましては、事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団までお早めにご申請ください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 令和2年9月30日(水曜日)

【提出先】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 18階
公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

【提出方法】 簡易書留や特定記録など配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

※申請方法の詳細については、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 助成金の手引」を必ずご参照ください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援担当(介護)
TEL 03-3344-8548

○次世代介護機器の活用支援事業「令和2年度 公開見学会～現場職員の声を聞いてみよう!～」を開催します!【申込み締切 8月21日(金) 参加費:無料】

公益財団法人東京都福祉保健財団では、次世代介護機器の実際の活用場面を見学することができるよう、平成28・29年度に東京都において実施された「ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業」のモデル施設での公開見学会を以下のとおり開催します。現場での活用状況を見学し、実際に利用した職員の声を聞ける貴重な機会になりますので、この機会に是非御参加ください。

※新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、直接施設を訪問するのではなく当財団にお越しいただき、オンラインを活用した間接的な見学会の実施を予定しております。

【開催日時】

2施設にて2回ずつ計4回開催します。内容は各回共通です。

回	日程	時間	見学施設
第1回	令和2年9月24日(木)	午後2時から午後4時まで	特別養護老人ホーム 砧ホーム(※1)
第2回	令和2年9月28日(月)	午後2時から午後4時まで	介護老人保健施設 ユニット菜の花(※2)
第3回	令和2年10月9日(金)	午後2時から午後4時まで	介護老人保健施設 ユニット菜の花
第4回	令和2年10月21日(水)	午後2時から午後4時まで	特別養護老人ホーム 砧ホーム

※1 特別養護老人ホーム 砧ホーム (東京都世田谷区砧3-9-11)

※2 介護老人保健施設 ユニット菜の花 (東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷454-2)

【開催内容】

見学施設に導入している次世代介護機器のオンラインによる施設内見学のほか、機器の導入に関する事例紹介や効果、体験談等を、経営者視点と従事者視点で見学施設の職員から講話いただきます。当日は以下の内容を予定しています。

- ・ オンラインによる施設内見学
- ・ 見学施設による導入・使用しての効果や事例の紹介
- ・ 現場職員の声(次世代介護機器導入にあたっての体験談等)
- ・ 質疑応答 など

【対象施設】

都内に所在する特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・有料老人ホーム

【対象者】

- (1) 運営法人の経営者又は施設長
- (2) 現場で中心的な役割を果たす職員(介護主任や生活相談員等)
- (3) その他、次世代介護機器の導入及び使用に関わる職員

※ 次世代介護機器の使用は、介護職員の負担軽減や利用者の自立支援に繋がることが期待されるとともに、施設や法人の経営にも関わります。そのため、できる限り(1)及び(2)の方が一緒に御参加いただくことを御検討ください。

※ ただし、申込状況によっては1施設1名での御参加へ調整させていただく場合があります。参加者の調整をさせていただく場合には、参加決定票の送付前に御連絡いたします。予め御了承ください。

【参加申し込み方法】

「参加希望票(Excel)」を当財団ホームページよりダウンロードしていただき、必要事項を御入力の上、メールに添付して送信していただきますようお願いいたします。

(財団ホームページ: <http://www.fukushizaidan.jp/205jisedaikiki/kengakukai.html>)

(提出先メールアドレス: jisedai_kengakukai@fukushizaidan.jp)

【申込期限】

令和2年8月21日(金)

【募集人数】

各回 25 名程度

※申込み多数となった場合は、抽選で参加の可否を決定いたします。抽選の結果については、メールにてお知らせいたします。

【参加決定後の流れ】

参加可能の方については、令和2年8月28日(金)(予定)頃に、「参加決定票」をメールでお送りいたします。「参加決定票」は、事前に必要事項を御記入の上、当日受付に御提出ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 次世代介護機器担当

TEL:03-3344-7275

○令和2年度施設職員向け福祉用具講習会(出張型講習会)のご案内

お知らせ

【対象者】

東京都内の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設(併設する介護サービス提供従事者を含む)等の施設事業者

【講習テーマについて】

施設それぞれが抱える福祉用具に係る課題に関するテーマについて、施設と財団が協議して決定します。テーマによってはお応えできない場合がございます。

【講師】

決定した講習テーマに合った講師を財団が選定し、派遣いたします。

【講習時間】

1回につき1～2時間とします。※開始時間については御相談に応じます。

【受講者数】

講習テーマに応じて施設と協議の上、決定します。

【受講形式について】

今年度は、『出張型』と『教材提供型』の2種から講習形式を選択可能です。

◎出張型:福祉用具を搬入する場合がございます。搬入する福祉用具に見合った会場を用意していただきます。

◎教材提供型:各施設に適した講習テーマで作成した実技を中心とした映像をお送りいたしますので、勉強会でお使いください。

【受講料】

無料です。

※詳細な実施方法や申込方法等については下記財団 HP の URL からご参照ください。

【申込期日】

令和2年8月31日(月)

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8594

* HPはこちら⇒http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shisetsu.html